

知的財産戦略本部 2008・3・13 於総理官邸

中山信弘

情報化時代の著作権制度のあり方

1. 21世紀型の情報・IT産業に知的財産制度は極めて重要な役割を果たす。
2. インターネットを利用して何らかのビジネスを行おうとすれば、著作権侵害となる可能性が高く、新ビジネスには法的リスクが大きすぎる。
3. 著作権法が、新しいビジネスの障害となるようなことがあってはいけない。特にアメリカではできるが、日本ではできない、という事態は避けねばならない。
4. 情報関連の新たなビジネスは、禁止する方向ではなく、そこから著作権者に利益を還元させ、ともに利益を得るようなシステムに進むべきである。